

答 申 書

平成19年8月21日

安曇野市長 平 林 伊三郎 様

安曇野市情報公開・個人情報保護審査会
会長 三 澤 敏 雄

1 審査会の結論

安曇野市長（以下「実施機関」という。）が、異議申立人の情報公開請求に対して、平成19年3月6日付18人権Aアー14第24号において、第3回安曇野市男女共同参画社会形成推進委員会（以下「第3回男女共同参画社会形成推進委員会」という。）（平成19年2月15日開催）の電磁的な音声記録については存在しないとしてこれを不開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての経緯及び趣旨

(1) 異議申立ての経緯

(ア) 異議申立人は、平成19年2月21日付けで安曇野市情報公開条例（平成18年3月27日安曇野市条例第5号。以下「情報公開条例」という。）第6条の規定により、「安曇野市男女共同参画社会形成推進委員会（以下「男女共同参画社会形成推進委員会」という。）の直近の会議の内容をとどめたところの、いわゆる電磁的な音声記録から作成された会議録（全文・要約を問わず存在する書面及び電磁的な音声記録）」に係る公文書の公開を請求した。

(イ) 平成19年3月6日、実施機関は、本件情報公開請求に対して、「男女共同参画社会形成推進委員会の直近の会議」を「第3回男女共同参画社会形成推進委員会（平成19年2月15日開催）」と特定した上で、第3回男女共同参画社会形成推進委員会の会議録についてはこれを公開する決定を行い、第3回男女共同参画社会形成推進委員会の会議の電磁的な音声記録（以下「本件申立文書」という。）については存在しないとしてこれを不開示とする決定を行い、異議申立人に通知した（平成19年3月6日付18人権Aアー14第24号）。

(ウ) 平成19年4月6日、異議申立人は、本件公文書不存決定を不服として、情報公開条例第12条の決定に対し、実施機関に異議申立てを行った。

(2) 異議申立ての趣旨

(ア) 異議申立ての趣旨は、本件公文書不存決定そのものに異議があるわけではなく、不存に至る経過（会議録が出来上がった後に電磁的な音声記録を消去した行為）に異議申立てをするものであり、今後このようなことがないように情報公開条例の適切な運

用を求めるところにある。

(イ) 異議申立人は、異議申立ての理由として、情報公開条例第2条によれば、電磁的な音声記録は公文書とみなされるところ、「会議録を作るために電磁的な音声記録をとったが、それはメモ程度のものとの認識であったので、紙媒体の会議録が出来上がった後に消去した」との説明を受けたが、政策立案や意思決定に重要な役割を担っている審議会・委員会の会議録作成のために記録された電磁的な音声のデータは公文書と定義されるのだから、メモ程度のものとの認識で杜撰な取り扱いをしているのは許し難く、情報公開条例の適切な運用を求めることを挙げている。

3 審査会の判断

(1) 審査会の結論

当審査会は、安曇野市情報公開審査諮問書(平成19年5月1日付人権Aア-13第6号)を受理し、本件異議申立てについて、平成19年5月16日に開催された会議において審査し、かつ平成19年6月27日の異議申立人による口頭意見陳述を踏まえて判断したところ、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、妥当であるという結論に至った。以下、審査会がかかる判断を行った理由を説明する。

(2) 男女共同参画社会形成推進委員会について

男女共同参画社会形成推進委員会は、安曇野市男女共同参画社会形成推進委員会設置要綱(平成17年10月1日安曇野市告示第8号)に基づき設置された附属機関等である。男女共同参画社会形成推進委員会の事務局は、総務部人権尊重課に置くとされている(同要綱第8条)。

(3) 本件申立文書について

本件申立文書は、平成19年2月15日に開催された第3回男女共同参画社会形成推進委員会の電磁的な音声記録である。

(4) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、本件申立文書は会議録確定後に廃棄済みであり、現在保有していないとしている。

イ 当審査会において、実施機関から事情聴取を行ったところ、実施機関から以下のような説明があった。

(ア) 総務部人権尊重課の職員は、男女共同参画社会形成推進委員会の事務局として会議に出席し、議事内容をICレコーダーにより録音するとともに、発言の主要な内容についてメモを取り、それらに基づいて会議録案を作成する。作成された会議録案は、会長の確認を経て、会長が署名することにより確定される。男女共同参画社会形成推進委員会の音声記録は、会議記録メモと併せて、会議録作成のための基礎となる資料として事務局職員のみがその業務遂行のために用いており、会議録が確定した時点でその目的を終了するものである。男女共同参画社会形成推進委員会の音声記録は、安曇野市文書管理規程(平

成17年10月1日安曇野市訓令第46号)第45条第2項に基づく「文書保存期間区分基準表」の「その他の文書」に該当し、保存期間1年未満の文書である。文書保存期間区分基準表は、30年保存、10年保存、5年保存および1年保存を要する文書を定めているが、男女共同参画社会形成推進委員会の音声記録は、これらの文書のいずれにも該当しないところから、「文書保存期間区分基準表」の「その他の文書」に該当するものとして扱っている。安曇野市においては、保存期間1年未満の文書は、事務処理上保存の必要がなくなった時点で廃棄することとされているところから、男女共同参画社会形成推進委員会の音声記録は、会議録が確定すると事務処理上保存の必要がなくなるので、消去されている。本件申立文書(第3回男女共同参画社会形成推進委員会の会議の電磁的な音声記録)については、第3回男女共同参画社会形成推進委員会会議録が確定された平成19年2月20日に、総務部人権尊重課の職員が消去した。

(イ) 以上のことから、本件申立文書はすでに廃棄済みであり存在していない。したがって、情報公開条例第12条第2項の規定に基づき、不開示とした。

ウ 以上の説明を踏まえて、当審査会では次のとおり検討を行った。

(ア) 第3回男女共同参画社会形成推進委員会会議録は、平成19年2月20日に、会長が署名することにより、確定されている。このため、本件申立文書(第3回男女共同参画社会形成推進委員会の会議の電磁的な音声記録)は、平成19年2月20日からは、事務処理上保存の必要がなくなったものと認められる。したがって、本件請求時点(平成19年2月21日)において、本件申立文書はすでに廃棄済みであり存在していないとする実施機関の説明に特段不自然な点はない。よって、本件請求時点で本件申立文書が存在しなかったことが認められ、実施機関は、本件申立文書を存在しないとして非公開とする以外に決定の方法はなく、実施機関の決定は妥当であると判断する。

(イ) もっとも、申立人は、文書不存決定そのものに異議があるのではなく、本件申立文書(第3回男女共同参画社会形成推進委員会の会議の電磁的な音声記録)が会議録の確定した後に消去されたことに異議を申し立てている。そこで、当審査会は、本件申立文書を会議録の確定した後に消去することの適法性についても検討することとした。

情報公開条例第30条は、「実施機関は、この条例の適切かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。」と規定している。情報公開制度が適正かつ円滑に運用されるためには、公文書の適正な管理が不可欠であることから、同条は、実施機関には公開請求の対象となる公文書を適正に管理する責務があることを定めている。実施機関は、この責務を果たすために、情報公開条例に基づく公開請求の対象となる公文書が適切に分類、作成、保存、廃棄等がなされるよう、文書規程等において文書管理に関する基本的事項を定めなければならないところ、安曇野市文書管理規程は、文書管理に関する事項を定めている。同規程第45条は、文書の保存期間を、30年保存、10年保存、5年保存、1年保存(第1項第1号乃至第4号)および1年未満(第3項)に区分し、「文書の保存期間は、別表に定める文書保存期間区分基準に基づき主管課長が定めるものとする。」(第2

項)と規定している。文書保存期間区分基準表は、30年保存、10年保存、5年保存および1年保存を要する文書を定めているが、男女共同参画社会形成推進委員会の音声記録は、これらの文書のいずれにも該当しないところから、「文書保存期間区分基準表」の「その他の文書」に該当し、保存期間1年未満の文書であると解される。したがって、男女共同参画社会形成推進委員会の音声記録は保存期間1年未満の文書であり、事務処理上保存の必要がなくなった時点で消去するという実施機関の説明は、安曇野市文書管理規程及び文書保存期間区分基準に照らして、不合理であるとは認められないものであり、本件申立文書(第3回男女共同参画社会形成推進委員会の会議の電磁的な音声記録)は、会長の署名によって会議録が確定するまでは保存する必要があるが、それ以降は消去することができるものと認められる。

(ウ)安曇野市附属機関等の会議の公開に関する基準(平成17年10月1日安曇野市告示第5号)は、安曇野市附属機関等の設置及び運営に関する指針(平成17年10月1日安曇野市告示第4号。以下「指針」という。)に規定する附属機関等の会議の公開に当たり、その方法等について必要な事項を定めている。同基準は、「附属機関等は、会議の終了後2週間以内に会議概要(様式第2号)を作成するものとする。」(基準8)と規定するとともに、「附属機関等は、指針6の規定により非公開とされたものを除き、会議に係る会議概要を公表するものとする」こと、「公表は、安曇野市ホームページへの掲載及び附属機関等を所管する課の窓口での閲覧によるものとする」ことを定めている。男女共同参画社会形成推進委員会は、安曇野市附属機関等の会議の公開に関する基準の対象となる「附属機関等」に該当する(基準2)。同基準に照らして男女共同参画社会形成委員会が作成及び公表を義務づけられているのは「会議概要」のみである(なお、この「会議概要」は、会議の要旨(審議事項、発言要旨等)について、市民へ情報を提供するために作成するものであり、議事内容の詳細を記した会議録ではない)。ただし、安曇野市においては、平成19年1月10日付総務部行政改革推進室長企画財政部まちづくり推進課長通知「附属機関等の会議に関する情報提供に係る事務手続きの変更について」によって、市民等からの情報公開請求等に備え、会議を開催した附属機関等の所管課に対して会議録等の整備を求めている。この通知に基づいて、附属機関等について会議録が作成されている。

これに対して、男女共同参画社会形成推進委員会の議事内容を音声として記録し、音声記録を保存することを義務付ける規定は、条例上も、また、その他の規程・基準等においても存在していない。したがって、男女共同参画社会形成推進委員会には、同委員会の議事内容の音声記録を保存する義務は存在しないと言わざるをえない(なお、男女共同参画社会形成推進委員会が議事内容の音声記録を保存することを自ら決定することができることは言うまでもないが、当審査会において調査したところ、男女共同参画社会形成推進委員会が議事内容の音声記録を保存することを自ら決定したという記録はない)。そうだとすると、男女共同参画社会形成推進委員会の音声記録は、同委員会の事務局が会議録を正確に作成するために議事内容を録音したものであって、会議録の作成に向けてその正確性を

担保するための補助的手段に過ぎないものと性格付けるほかなく、本件音声記録は、会議録作成のための補助的手段である以上、会議録が確定した時点でその目的を終了することから、これを消去することもできると言わなければならない。よって、本件申立文書を会議録が確定した後に消去することは適法であると判断する。

(エ) 以上のとおり、申立人の本件異議申立ての趣旨を考慮しても、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

以上